会社法の一部を改正する法律案要綱

第一 監査役会設置会社における社外取締役の設置の義務化

- (第三百二十七条の二関係)
- 一 監査役会設置会社(公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。)であって金融商品取引法第二十四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの(三において「特定監査役会設置会社」という。)のうち、次の①又は②に掲げるもの(以下「特定社外取締役設置会社」という。)には、それぞれに定める数の社外取締役を置かなければならないものとすること。
  - ① 取締役の数が十人以上であるもの 二人以上
  - ② 取締役の数が五人以上九人以下であるもの 一人以上
- 二 特定社外取締役設置会社以外の監査役会設置会社が金融商品取引法第二十四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならなくなったことにより特定社外取締役設置会社となった場合においては、当該監査役会設置会社については、特定社外取締役設置会社となった日以後最初に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までは、一は、適用し

ないものとすること。

三 事業年度の末日において特定監査役会設置会社が社外取締役を置いていない場合(特定社外取締役設置会社にあっては、二により一が適用されない場合に限る。)には、取締役は、当該事業年度に関する定時株主総会において、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明しなければならないものとすること。

## 第二 株式会社の設立の登記事項の追加

(第九百十一条第三項第十九号の二関係)

株式会社の設立の登記において、当該株式会社が特定社外取締役設置会社であるとき(第一の二により第一の一が適用されない場合を除く。)は、その旨及び取締役のうち社外取締役であるものについて 社外取締役である旨を登記しなければならないものとすること。

第三 監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役の員数等 (第三百三十一条関係)

一 監査等委員会設置会社のうち、公開会社であり、かつ、大会社であって、金融商品取引法第二十四条 第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならな いもので、取締役の数が十人以上であるもの(二において「特定監査等委員会設置会社」という。)に おいては、監査等委員である取締役は、四人以上でなければならないものとすること。

二 第一の二は、特定監査等委員会設置会社以外の監査等委員会設置会社が金融商品取引法第二十四条第 一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならなく なったことにより特定監査等委員会設置会社となった場合について準用するものとし、この場合におけ る読替えについて定めるものとすること。

## 第四 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する こと。 (附則第一条関係)
- 二 所要の経過措置を設けること。 (附則第二条関係)
- 三 政府は、この法律による改正後の会社法の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、株式会社の経営に対する取締役による監督の機能を強化する観点から、社外取締役に関し、その設置を義務付ける株式会社及びその人数、多様な人材の採用を促進するための方策等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。 (附則第三条関係)

四 その他所要の規定の整備を行うこと。